

様式第31の7（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告						
年 月 月末現在						
サービスの種類 仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）						
事業者名 法人番号						
MNO		一次MVNO			(2) (1)のうち、 電気通信事業 法施行規則第 40条の7の2 に規定する電 気通信役務 (同条第1号 及び第2号チ に掲げるもの を除く。)の回 線数	(3) (1)の回線数 から(2)の回線 数を差し引い た回線数
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号			
合計						
参考事項						

- 注1 この様式において、MNOとは、基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。
- 2 この様式において、一次MVNOとは、MNOの電気通信回線設備と接続し、又はMNOが提供する卸電気通信役務を利用して仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいう。
- 3 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 4 卸電気通信役務を利用して提供する仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）が、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供するものであるときは、当該電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。
- 5 MNOごと及び一次MVNOごとに回線数を記載することとし、記載する事業者数の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 6 自らが一次MVNOである場合、一次MVNOの「事業者名」及び「法人番号」の欄には、自らの名称及び法人番号を記載すること。
- 7 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。